

第4節 再審査・行政訴訟事件

1 再審査事件概要

平成30年(不)第1号事件については、令和元年、当委員会の却下決定に対し、申立人が再審査申立てを行った。令和2年、中央労働委員会が一部却下、一部棄却命令を発したところ、再審査申立人は、これを不服として取消訴訟を提起。令和6年、東京地方裁判所が一部却下、一部棄却の判決を下したところ、再審査申立人は、これを不服として控訴し、現在、東京高等裁判所に係属中である。

令和3年(不)第2号事件については、令和7年、当委員会の全部救済命令に対し、被申立人が再審査申立てを行い、現在、中央労働委員会に係属中である。

令和5年(不)第2号事件については、令和7年、当委員会の全部救済命令に対し、被申立人が再審査申立てを行い、現在、中央労働委員会に係属中である。

2 行政訴訟事件概要

(1) 係属事件

令和7年中にはなかった。

(2) 緊急命令申立事件

令和7年中にはなかった。

3 確定命令不履行通知

令和7年中にはなかった。

4 再審査・行政訴訟事件一覧

事件番号 業種	初審	再審	地裁	高裁	最高裁
平成30年(不)第1号事件 業種：鉄道業	30.5.28申立て	元6.5労申立て 元(不再)23号	2.7.22 労・提起 2(行ウ)290号	6.11.24 労・提起 6(行コ)311号	
	元5.14 決定 【却下】	2.2.19 命令 【却下・棄却】	6.11.13 判決 【却下・棄却】		
令和3年(不)第2号事件 業種：教育、学習支援業	3.8.4申立て	7.2.14 使・申立て 7(不再)3号			
	7.2.5 命令 【全部救済】				
令和5年(不)第2号事件 業種：運輸業、郵便業	5.5.16申立て	7.3.17使・申立て 7(不再)8号			
	7.3.6 命令 【全部救済】				